

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月2日

徳島市監査委員 尾田正則
同 藤原 晃
同 須見 矩明
同 井上 武

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

健康福祉部 健康福祉政策課、健康長寿課、保険年金課、高齢介護課、障害福祉課、生活福祉第一課、生活福祉第二課

2 対象期間等

令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和6年9月17日から令和6年11月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

健康福祉部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	指定管理	合計
健康福祉政策課	1	1					2
健康長寿課		1	1				2
保険年金課	1		1				2
高齢介護課	1				1		2
障害福祉課			1	1			2
生活福祉第一課 生活福祉第二課	1	1					2
合 計	4	3	3	1	1		12

○健康福祉政策課

収入事務

1 給付金に係る過年度の返還金について、調定ができていないものがあった。

- ・エネルギー・食料品物価高騰支援給付金に係る返還金（令和5年度分）

令和5年度に発生した返還金について、令和5年度中は歳出戻入として扱うため、調定を行う必要はなかったものの、出納整理期間中に戻入されなかった返還金については、令和6年度には収入未済額と同じ扱いとなる。歳入であるため、地方自治法第231条に基づき出納整理期間後速やかに調定を行うべきところ、調定を行っていなかった。

関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

支出事務

2 物品購入決裁について、決裁権者が誤っているものがあった。

- ・コピー用紙、ダブルクリップ等の購入

文具・事務用品の購入契約であるため、「契約監理課長」を購入契約締結の決裁権者とすべきところ、「健康福祉政策課長」の決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○健康長寿課

支出事務

1 決裁書に支払方法を前金払とする旨、その理由及び根拠法令の記載がなかった。

- ・自動車賠償責任保険の加入及び自動車重量税の納付について

前金払は支出の特例であるため、決裁書に「前金払」とする旨及びなぜ「前金払とする必要があるのかその理由」について明確にする必要がある。

契約事務

2 長期継続契約において、決裁権者が誤っているものがあった。

- ・健康情報総合システム用コンピューター一式の賃貸借契約

契約期間：令和3年9月1日から令和8年8月31日

契約金額：総額 12,507,000 円（令和3年度支出負担行為額 1,459,150 円）

長期継続契約の専決権について、契約初年度は、契約期間全体の総額で判断するため、事務決裁規程別表第1の3の(6)歳出予算の執行に基づき、総額 1,000 万円を超える使用料及び賃借料の決裁権者は「市長」とすべきところ、令和3年度の支出負担行為額から「部長」決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○保険年金課

収入事務

1 収納率向上のため、一層の取組が必要なものがあった。

現状の国民健康保険料の差押について、最小の経費で最大の効果が発揮されているとは言いがたい。収納率の向上については、徳島市行財政改革推進プラン、前回及び今回の定期監査資料において、重点事業として挙げられているが、本市の収納率は他都市と比較して著しく低い水準にあると言わざるを得ないため、先進都市の調査研究等により、費用負担の公平化が図られるよう検討されたい。

契約事務

2 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。

- ・封入封緘業務に係る委託料の支払い

契約期間：令和4年8月5日から令和10年3月31日

契約金額：総額 6,637,400 円

部長決裁としており、決裁権者は適正であったものの、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に基づき、会計管理者との協議をすべきところ、協議ができていなかった。

予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○高齢介護課

収入事務

1 納入通知を行っている収入について、調定時期が遅いものがあった。

- ・介護保険料（現年度分）

4月10日付けの納入通知を送付しているが、調定手続きは5月8日に行われていた。

歳入の調定は、事後調定にあたるものを除き、納入通知及び収納に先立って行われるべきところ、納入通知送付後に調定を行っていた。

会計規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

手当・その他

2 出勤簿が適正に押印されていないものがあった。

- ・介護保険要介護認定調査員の県内出張

「出勤簿の管理等に係る運用指針」（平成24年12月10日人事課通知）の5に定めるとおり、出勤簿に「出張」の表示をすべきところ、表示ができていなかった。

運用指針に基づき、適正な管理を行われたい。

○障害福祉課

契約事務

1 長期継続契約において、決裁権者が誤っているものがあった。

- ・福祉医療費助成データ入力業務委託契約

契約期間：令和5年5月1日から令和8年3月31日

契約金額：総額 2,087,250 円

長期継続契約の専決権について、契約初年度は契約期間全体の総額で判断し、委託料は「新規のもの」として取り扱うため、事務決裁規程別表第1の3の(5)歳出予算の執行に基づき、1件200万円を超え300万円以下の委託料の決裁権者は「副市長」とすべきところ、「課長」決裁となっていた。また、決裁権者の誤りにより、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に規定する会計管理者への協議もできていなかった。

事務決裁規程及び予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

財産管理

2 普通財産の貸付契約書において、遅延利息の利率に関する規定が適正でないものがあった。

- ・土地の有償貸付契約

契約書第5条に定める遅延利息の利率が「年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）」となっており、現行の公有財産規則第28条第1項及び附則第4項に定める割合に適合した規定となっていなかった。

公有財産規則に従い、適正な規定とすべきである。

○生活福祉第一課、生活福祉第二課

収入事務

1 会計管理者に調定の通知ができていないものがあった。

- ・被保護者に係る損害賠償金第三者行為求償

課内で調定の決裁を行った後、財務情報システムで確定の処理を行うことで、会計規則第28条に規定する調定の通知が行われたとみなすところ、確定処理が行われていなかった。

会計規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

支出事務

2 物品購入決裁について、決裁権者が誤っているものがあった。

- ・トナーカートリッジの購入

文具・事務用品の購入契約であるため、「契約監理課長」を購入契約締結の決裁権者とすべきところ、「生活福祉課長」決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。